

◆各コースの授業料（税込）は以下の通りです。

- ・ ホワイトコース：1,320,000 円
- ・ 特別選抜コース：1,760,000 円
- ・ プレジデントコース：2,200,000 円

以下に掲げます規約をよくお読みいただいた上で、ご入学のお手続きをお願いいたします。

規約

【第1条 名称】

サービスの名称は「ホワイトアカデミー」と称します（以下「本サービス」といいます）。

【第2条 運営・管理】

本サービスは Avalon Consulting 株式会社(以下「事務所」といいます) が運営・管理を行います。

【第3条 目的】

本サービスは事務所が事前に定めた計画に従って、教材、指導等のサービスを会員に提供し、会員が自己発見、就職活動やキャリアに役立つ知識・技能の習得を図ることを目的とします。

【第4条 本規約の範囲】

随時会員に対して発表する諸規定は本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。

【第5条 本規約の変更】

事務所は会員の上承を得ることなく本規約を変更できるものとし、会員はこれを承諾します。

【第6条 通知】

前条の場合のほか必要と判断した場合は会員に対し随時必要な事項を通知します。なお、通知は会員が登録時に登録したメールアドレスにすれば足りるものとし、

【第7条 入会】

入会を希望する者は規約及び諸規定を上承の上、承諾を得た上で所定の申込み手続きを行い、所定の会費(授業料)を払い込む事により会員としての資格を取得します。

【第8条 会員の要件】

本サービス会員は次の各号に該当するものとし、

- 1、心身ともに健康に異常がなく、本サービスに適している方。
- 2、大学、大学院などに在学する学生の方。

【第9条 暴力団関係者等の排除】

1、会員は暴力団関係者（東京都暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同）に現在及び将来にわたり該当しないことを表明し、保証します。

2、会員は、暴力団関係者を利用して、次の各号に該当する行為を行うことが禁止されます。

- (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
- (2) 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
- (3) 相手方の業務を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
- (4) その他前各号に準ずる行為

3、事務所は、会員が暴力団関係者に該当することが判明し、又は、前項に違反した場合には、何らの催告を要せずに、本契約の全部又は一部を解除することができます。

4、事務所は、前項に基づく解除権を行使した場合、その被った損害について会員に対し、損害賠償を請求することを妨げられず、また、当該解除権行使により会員に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負いません。

【第10条 会費】

1、会員は事務所に対して、会費を事務所が別途定める期日までに支払うものとします。

2、会費は事務所が定める金額とし、所定の方法で支払うこととします。

3、事務所が定める期日までに会費を支払えない場合は、利息制限法に基づき年率 26.2%の遅延損害金と支払い、不能分の会費全額を当方が定める期日までに支払うこととします。

4、会費の支払いを2カ月以上滞納した場合は、何らの催促を要せず、事務所は直ちに本契約を解除することができるものとします。

【第11条 変更事項の提出】

会員は、入会申込み事項に変更が生じた場合、速やかに届け出なければならないものとします。

【第12条 禁止事項】

1、会員は以下の各号に定める行為を一切行わないものとします。

- ①：犯罪に結びつく行為
- ②：事務所、他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- ③：事務所、他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
- ④：本サービスの運営を妨げる、或いは本サービスの信頼を毀損する行為
- ⑤：営業、宣伝、勧誘、人材採用、その他営利を目的とする行為（事務所が事前に認めたものを除く）
- ⑥：その他法令および公序良俗に反する行為

2、前項に違反した場合、事務所は、会員に対して、注意、警告、退会命令、契約解除、訴訟等の処分を行う事ができるものとします。

3、事務所は、前項に基づく処分について、会員に対して一切責任を負わないものとします。

【第13条 責任事項】

1、本サービス中に生じた盗難、会員間のトラブルおよび負傷等の事故については、事務所は一切の責任を負いません。

2、会員は本規約、その他定める諸規定に違反して当社に損害を与えた場合、それによって生じる一切の損失、費用、経費等を弁償するものとします。

【第14条 自己責任の原則】

1、会員がサービス利用時に他の会員または第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己責任の費用をもって解決し、事務所に迷惑、損害を与えることのないものとします。

2、本サービス利用時に発生した会員の損害全てに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

【第15条 個人情報】

会員から収集した個人情報は、厳重に管理し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩に対して、適切な予防並びに是正措置を講じます。

また当社従業員に対し必要かつ適切な教育・監督を行い、お客様の個人情報の安全管理及び適切な取り扱いを徹底いたします。

個人情報利用目的（氏名、年齢、住所、Eメールアドレス）

- ・事務所の事業における情報に関するお知らせのため
- ・給与計算処理、宛名印刷サービス、伝票の印刷、発送等の情報処理を委託業者に委任するため
- ・業務委託をしている関係者がマーケティング調査、分析、入金管理等の目的のため

【第16条 特約条項】

◆本契約の解約について

- 1、事務所は、理由の如何を問わず、会費の全額返金を以って、いつでも解約できることとします。
- 2、本サービスは会員の希望に基づき、いつでも解約できますが、会費の返金は原則致しかねます。
- 3、会員の希望で本サービスを解約する場合、以下の条件を満たす場合に限り会費を全額返金致します。
 - ・入会から起算して、2回目の授業が行われる前
 - ・本サービスの提供中に担任講師が離職によって役務不履行に陥った場合

◆契約満了について

以下の条件のいずれかを以って、本契約を満了として役務の提供を終了致します。

- 1、会員による就職活動の終了の報告後、事務所からの修了証明書を受諾した場合
- 2、就職活動を行う年度の9月30日を過ぎた場合

◆本契約の打ち切り（契約満了とみなし本サービスの提供を終了する）について

会員が以下の条件に該当した場合、事務所は会員の了承を得ることなく、本契約の打ち切りを実行できるものとし、会員はこれを承諾するものとします。

- 1、第8条（会員の要件）を逸脱したとき
- 2、事務所が会員に応答を求めたにもかかわらず、会員本人から10日以内に返答がなかったとき
- 3、担任講師からの許可なく、3週間以上継続して授業(対面・WEB面談での指導)を受けなかったとき
- 4、所属する学校で留年、卒業延長、進路変更等（大学院進学・編入・起業など）が決まったとき

◆本契約の返金保証について

・就職活動を行う年度の3月1日までに以下の項目を全て満たしたうえで、同年度の9月30日時点において就職活動を継続しているにもかかわらず、ホワイト企業総合研究所が認定するホワイト企業からの内定が1社も出なかった場合、契約満了と共に事務所は同年度の10月末日までに会費を全額返金致します。

- ①事務所が用意したWebテストの正答率が6割以上
- ②ESで頻出の3つの質問を完成させる（ガクチカ・自己PR・業界志望動機）
- ③レベル別企業分析で30社以上の企業リストを完成させる
- ④事務所が用意した模擬面接での得点率が6割以上である
- ⑤集団面接練習会に1回以上参加する
- ⑥グループディスカッション練習会に1回以上参加する
- ⑦事務所がホワイト企業と認定していない企業の本選考で、3社以上面接を経験する

ただし、以下の項目に1つでも該当する場合は授業料の返金は致しかねます。

- ・講師と合意した宿題を3回以上取り組んでこなかった場合
- ・授業(集団も含む)に、無断で5分以上の遅刻・欠席を3回以上した場合
- ・授業開始1時間以内のリスケジュールを3回以上した場合
- ・全学費の支払いが終了していない場合
- ・契約時点で返金保証制度が適用されないことを了承している場合

◆本契約の一部返金について

会員の心身の健康に異常が生じた場合、医師の診断書の提出があれば、会費の一部を返金致します。

※返金額 = (会費税込み金額の70%) - (11万円×在籍月数)

第17条 権利帰属

当会において配布されるすべての書類並びに提供サービスについて、著作権及び著作者人格権、並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産はすべて事務所に帰属するものとします。

1、(権利使用)

会員は、当会が配布する全ての書類並びに当会が提供するサービスに付随するすべての知的財産権が当会に帰属することを承諾し、その権利を侵害しないことを約束します。

会員は、当会の書面による事前許可が得られない場合は、以下の行為を行ってははいけません。

- (1) 配布資料の複製、転写、転載、改ざん、部分使用
- (2) 配布資料並びに当会の提供サービスの一部または全部に関する出版、講演、広報活動
- (3) 配布資料並びに当会の提供サービスの内容に関して取材を受ける行為
- (4) 配布資料並びに当会の提供サービスの内容を不特定多数人に告知する行為
- (5) その他、前各号に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為
- (6) 配布資料並びに当会の提供サービスを他者に貸与、譲渡、販売、公開する行為

第18条 損害賠償

会員が本規約に反した行為、または不正若しくは違法行為によって事務所に損害を与えた場合、事務所は当該会員に対して合理的な範囲の損害賠償請求を行うことができるものとします。

第19条 免責事項

・本サービスの利用に関して、会員と第三者との間で紛争が発生した場合、会員の費用と責任において当該紛争を解決するものとし、事務所は一切責任を負いません。会員による本サービスの利用により、事務所が第三者（利用者を含みます）から損害賠償の責任を受け、事務所がその損害を賠償した場合、当該会員は事務所の被った損害を補償するものとします。

・不法行為、契約その他いかなる原因に基づくものであっても、本サービスの中断、停止、廃止などにより、会員が本サービスを利用できなかったことにより生じた営業利益などの損失、業務の停止による損害、会員の登録データ等が失われたことによる損害、その他一切の間接的、偶発的、特別的、結果的損害について、事務所に故意または過失がある場合を除き、事務所は一切責任を負いません。

・本サービスに関して、事務所が会員に対して個人情報・機密情報漏洩などの損害賠償責任を負担する場合、その賠償額の上限は6000円を総額とします。ただし、事務所またはその従業員の故意または重大な過失によるものを除きます。

・本サービスで提供された情報及びアドバイスによって起きた問題に関しては、一切、事務所に責任や義務は発生しません。

以上